第２節　予想超過収益金の使途
予想された額を超える収益金の使途については、以下のとおりである。
第１　更生計画の遂行上必要欠くべからざる運転資金及び設備投資に使用する。
第２　さらに余裕がある場合又はその他の事情により繰り上げ弁済が相当と思料される場合には、裁判所の許可を得て、一般更生債権の繰り上げ弁済資金に使用する。
第３節　共益債権とその弁済方法
第１　支払共益債権
更生手続開始の決定日から基準日までに支払済みの共益債権額は、別表14「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりであり、合計約90億5960万円である。
第２　未払共益債権
基準日現在の未払共益債権は、別表14「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりであり、合計約59億5314万円である。
第３　共益債権の弁済方法等
上記第２記載の未払共益債権及び基準日の翌日である平成21年５月１日から更生手続終了までの間に生じる共益債権は、営業収益金その他をもって随時弁済する。
第８章　少額更生債権の弁済
更生会社が、会社更生法第47条５項の規定により裁判所の許可を得て弁済した少額の更生債権の総額は、別表15「少額更生債権一覧表」記載のとおりであり、2018万7210円（債権者451名）である。
第９章　定款の変更
更生会社の定款の一部を、別表16「定款変更表」記載のとおり変更する。但し、定款第５条の変更の効力は、第６章第２節第１の３の払込期間の末日に生じるものとする。
第10章　役員の選任等
第１節　取締役、代表取締役及び監査役（以下、役員という。）の選任又は選定
新しい役員は、管財人が裁判所の許可を得て選任又は選定する。
第２節　役員の任期
上記役員の任期は、更生計画認可決定の日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第３節　役員の変更、補充又は増員
上記の任期内に役員の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任する。
変更又は補充により選任された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。
第４節　役員の報酬
前記役員の報酬は、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。
第11章　その他の必要的記載事項
会社更生法第167条１項６号及び７号に規定する事項は存在しない。
別表１ないし18（省略）
東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ミ）第１４号

東京都中央区日本橋小舟町10番６号
更生会社　日本ロックエンジニアリング株式会社
１　決定年月日　平成21年10月31日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯
第１節　更生手続開始に至る経緯（省略）
第２節　更生手続開始後の経緯（省略）
第３節　経営の状況（省略）
第２章　更生計画の基本方針
第１節　経営の基本方針（省略）
第２節　更生計画の骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
第１　不動産にかかる更生担保権
１　確定債権
合計　１億0652万7000円及び額未定
別表７－１－１、同７－１－２
（内訳）省略
（債権者数）３名
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　継続使用を予定する不動産にかかる更生担保権
別表７－１－１「更生担保権弁済計画表（継続使用を予定する不動産）」記載の債権については、確定更生担保権額全額を、平成22年３月末日を第１回目の弁済日とし、以後、毎年３月末日を定期弁済日として、平成26年３月末日まで、合計５回にわたり均等額を分割弁済する。
⑵　処分を予定する不動産にかかる更生担保権
ア　別表７－１－２「更生担保権弁済計画表（処分を予定する不動産）」記載の債権については、以下のとおり弁済を行う。
①　いずれもイ記載の方法により担保不動産を売却する。
②　管財人は、売却代金受領の日から１ヶ月以内に、売却代金から下記の各諸経費を控除した額（以下、実質売却価額という。）をもって、当該不動産について存続する各担保権の優先順位に従い、確定更生担保権を弁済する。
記
ⅰ　仲介手数料
ⅱ　印紙代
ⅲ　手付金保全手数料
ⅳ　測量費用及び分筆費用
ⅴ　土壌汚染調査費用
ⅵ　解体撤去費、汚染浄化費用などの物件引渡費用
ⅶ　登記手続費用
ⅷ　建物の譲渡に係わる消費税相当額
ⅸ　更生計画認可決定日の翌日以降決済日前日までの固定資産税、都市計画税、特別土地保有税等の公租公課。但し、更生会社が現に事業に使用していた期間にかかるものは更生会社の負担とし、控除しない。
ⅹ　更生計画認可決定日の翌日以降決済日前日までの共益費、管理費、火災保険料等の対象資産の維持管理費。但し、更生会社が現に事業に使用していた期間にかかるものは更生会社の負担とし、控除しない。
ⅺ　その他、対象資産の売却に要する費用で担保権者の同意を得たもの。
③　実質売却価額が確定更生担保権額を上回った場合、実質売却価額をもって確定更生担保権額とみなし（但し、当該担保権の被担保債権として届け出られた更生債権等（担保目的物の時価を下回るため更生債権の届出とみなされる部分を含む。）の確定額（但し、根抵当権の極度額の範囲内）をもって上限とする。）、増加後の確定更生担保権額を弁済する。この場合、当該更生担保権者が有していた権利変更前の一般更生債権の確定額は、増額された更生担保権額と同額が更生計画認可決定時に遡って減額されたものとみなし、減額後の一般更生債権の確定債権額について、本章第３節の２⑴ないし⑶の定めを適用する（この場合、上記減額された金額に相当する一般更生債権について生じた免除の効力は、更生計画認可決定時に遡って消滅する。）。但し、既に一般更生債権の更生計画に基づく分割弁済金の支払いが開始され、上記減額後の一般更生債権の確定債権額について本章第３節の２⑴ないし⑶の定めを適用した場合に算定される分割弁済金の額を超える弁済が行われている場合には、その超過額を上記増加後の確定更生担保権額から控除する。